

令和6年度市民税・県民税・森林環境税 納税通知書のご案内

① 還付について

公的年金からの特別徴収税額② < 仮徴収額(4・6・8月の年金天引き額)① の場合

公的年金から特別徴収(天引き)する税額より、実際に4・6・8月の年金から徴収した税額の方が上回る場合は、その差額が還付されます。

年金支払者(厚生労働大臣等)との確認ができ次第、年金支給月の翌月以降に順次、還付のご案内を差し上げます。なお、還付金が発生しても、他の税金等に未納分があれば、未納分に充当する場合がございますのでご了承ください。

② 通知書の確認方法(例)

納税通知書1枚目の右上の表より

◎この通知で納める税額

差 引 納 付 額	0
年 税 額 (① + ② + ③)	10,000
給与からの特別徴収税額①	5,000
公的年金からの特別徴収税額②	5,000
普通徴収税額③	0
配当割額・株式等譲渡所得割額 所得割額の控除不足額④	0
④のうち充当額⑤	0

公的年金からの特別徴収税額

今年度、公的年金から特別徴収(天引き)する市民税・県民税額

納税通知書1枚目の左下の表より

本年度特別徴収税額 ㉞ (円)		5,000	
本 年 度	徴収年月		税額 (円)
	仮 徴 収	令和6年4月	3,000
		令和6年6月	3,000
		令和6年8月	3,000
	仮徴収税額計 ㉟		9,000
	本徴収税額計 ㉞-㉟		-4,000
	本 徴 収	令和6年10月	0
		令和6年12月	0
令和7年2月		0	

仮特別徴収(仮徴収)税額

4月・6月・8月の公的年金から特別徴収(天引き)する市民税・県民税額

還付予定額(例)

左例の場合、「本年度特別徴収税額㉞ 5,000円」-「仮徴収税額計㉟9,000円」=「還付額4,000円」となります。
 ※ただし、8月の年金天引き中止が間に合った場合、還付額が変更となることがあります。

【問合せ先】越前市税務課

課税について:0778-22-3014

還付について:0778-22-3015